

群馬大学大学院保健学研究科教授会規程

平成23. 4. 1 制定

改正 平成26. 4. 1 平成26.12.16

平成27. 4. 1 令和 4. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学教授会規則（平成16年4月1日制定）の規定に基づき、群馬大学大学院保健学研究科教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 教授会は、保健学研究科（以下「本研究科」という。）の主担当を命ぜられた教授をもって組織する。

(審議事項)

第3条 教授会は、群馬大学教授会規則第3条第1項の規定に基づき、次の事項について審議する。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 大学教員の教育研究業績等の審査に関する事項
- (4) 群馬大学学則第50条第3号に規定する除籍
- (5) 博士後期課程への進学

2 前項に掲げるもののほか、群馬大学教授会規則第3条第2項の規定に基づき、次の事項を審議する。

- (1) 本研究科の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の在籍に関する事項（前項に掲げるものを除く。）
- (3) 本研究科附属の教育研究施設の設置・改廃に関する事項
- (4) 学生の厚生補導に関する事項
- (5) 保健学研究科長（以下「研究科長」という。）の適任者選考に関する事項
- (6) 評議員の推薦に関する事項
- (7) 本研究科に関する規則等の制定・改廃に関する事項
- (8) 予算に関する事項（教育研究に関する専門的な観点からの審議に限る。）
- (9) その他本研究科の教育研究に関する事項

(議 長)

第4条 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した教授がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 教授会は、構成員（海外渡航中及び休職中の者並びに連携講座の客員教授を除く。）の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

(議決の方法)

第6条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号及び2号の議事は出席者の3分の2以上の賛成により決する。

(構成員以外の者の出席)

第7条 教授会が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(幹事等)

第8条 教授会に、幹事及び書記を置く。

2 幹事は、事務部長及び事務部次長を、書記は昭和地区事務部総務課法規・広報係長をもって充てる。

(事 務)

第10条 教授会の事務は、昭和地区事務部総務課において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。